

○福島県砂防設備占用料等徴収条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第百三十四号

改正 平成一五年三月二四日条例第四二号

平成二五年一月二〇日条例第一〇七号

平成三一年三月二二日条例第三七号

福島県砂防設備占用料等徴収条例をここに公布する。

福島県砂防設備占用料等徴収条例

(砂防設備占用料等の徴収)

第一条 発電の用に供するため砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）

第一条に規定する砂防設備（以下「砂防設備」という。）を占用する者のうち福島県砂防指定地等管理条例（平成十五年福島県条例第四十三号）第五条第一項の許可を受けた者から砂防設備占用料を、砂防設備において土石（砂を含む。）を採取する者のうち同条例第六条第一項の許可を受けた者から土石採取料を徴収する。

（平一五条例四二・一部改正）

(砂防設備占用料等の額)

第二条 砂防設備占用料の額は、別表第一に定める占用料基礎額に占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表に定める占用料基礎額に、各年度における占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

2 土石採取料の額は、別表第二に定める採取料基礎額に、規則で定める採取量を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 砂防設備占用料又は土石採取料（以下「砂防設備占用料等」という。）の額を算出する場合における端数の処理は、次のとおりとする。

一 占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月とする。

二 別表第二に定める計算単位に満たない端数があるときは、これを一立方メートルとする。

(平二五条例一〇七・一部改正)

(砂防設備占用料等の徴収の方法)

第三条 砂防設備占用料は、占用の開始の際に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、初年度分は当該占用の開始の際に、次年度分以降はそれぞれ当該年度当初に納入通知書により徴収するものとする。

2 土石採取料は、納入通知書により一括して徴収するものとする。

(土石採取料の免除)

第四条 知事は、土石の採取が国又は地方公共団体が自ら行う公用又は公共の用に供するためのものと認めるときは、当該採取に係る土石採取料の全部又は一部を免除することができる。

(砂防設備占用料等の返還)

第五条 既に徴収した砂防設備占用料等は、返還しない。ただし、知事は、砂防設備の占用の期間が変更となった場合において、既に徴収した砂防設備占用料の額が占用の変更後の期間につき算出した砂防設備占用料の額を超えるときは、その超える額の砂防設備占用料は、返還するものとする。

(過料)

第六条 詐欺その他不正の行為により砂防設備占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

名称	所在地	占用料基礎額
小谷砂防ダム	会津若松市大戸町大字小谷字川端一三六番地先	一一〇、〇〇〇円
蟹ヶ沢第一ダム	福島市大笹生字首戸地先 同市李平字産ヶ沢地先	二二〇、〇〇〇円
天戸川第一ダム	福島市町庭坂字寺窪地先 同市町庭坂字上古屋地先	四一、〇〇〇円

別表第二（第二条関係）

種類	計算単位	採取料基礎額
砂	一立方メートルにつき	二〇〇円
砂利	一立方メートルにつき	二四〇円
切込み砂利	一立方メートルにつき	二三〇円
土砂	一立方メートルにつき	一五〇円
栗石（直径一五センチメートル未満）	一立方メートルにつき	二四〇円
玉石（直径一五センチメートル以上直径二〇センチメートル未満）	一立方メートルにつき	三〇〇円
野面石（直径二〇センチメートル以上直径六〇センチメートル未満）	一立方メートルにつき	三八〇円
転石（直径六〇センチメートル以上）	一立方メートルにつき	一、〇〇〇円

備考 この表の種類により難いもの又はこの表に種類のないものについては、その都度、知事が定める。

附 則（平成一五年条例第四二号）

- この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の福島県砂防設備占用料等徴収条例の規定により徴収すべきであった占用料等については、なお従前の例による。
- この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第一〇七号）

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後の占用及び採取の期間に係る砂防設備占用料及び土石採取料の額についてそれぞれ適用し、同日前の占用及び採取の期間に係る砂防設備占用料及び土石採取料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年条例第三七号）

- この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 平成三十一年十月一日前に福島県砂防指定地等管理条例（平成十五年福島県条例第四十三号）第五条第一項の許可を受けた占用の期間のうち、同日以後の期間における砂防設備占用料の額に係る福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、

同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

- 3 平成三十一年十月一日前に福島県砂防指定地等管理条例第六条第一項の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料の額に係る福島県砂防設備占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。